

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(令和4年度)

住 所 石川県金沢市割出町556番地

事業者名 北陸鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮岸 武司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	令和4年度については、導入を行わない。令和5年度以降の導入については、収支の状況を踏まえ決定する。(令和4年度)	継続して実施

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
社員教育の実施	車椅子固定装置やスロープの使用方法等について、マニュアルを用いた社員教育・訓練の実施。	継続して実施

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援	車椅子をご利用の方の乗降をスムーズに支援できるよう、社内のサービス介助士の資格を持つ社員による講習会を計画。	継続して実施

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページや時刻表アプリによる情報提供	大幅な遅延や運行・運休情報等を、当社ホームページ上および時刻表アプリを通じて提供。	継続して実施

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	バス車内での着席確認の徹底指導および、車椅子の取扱に関する教育訓練を実施。	継続して実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するためには必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内やホームページ等での情報提供	車内の放送およびポスター、ステッカー等の掲出ならびに当社HP上での情報提供により、事故防止のPR活動を実施する。	継続して実施

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

メールや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

- (3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上で公表する

- (4) その他

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		
				計	スロープ板を備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	143	122	72	50	0	0	21	21	0
年度内に供用を開始した車両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車両数	143	122	72	50	0	0	21	21	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。